

三豊市監査委員告示第4号

令和6年度定例監査（第2回）の結果に関する報告に基づき講じた措置の内容について、三豊市長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年6月10日

三豊市監査委員 片桐 正文

三豊市監査委員 高木 修

三総総第218号  
令和7年5月27日

三豊市監査委員 片桐 正文 様  
三豊市監査委員 高木 修 様

三豊市長 山下 昭史

令和6年度定例監査結果(第2回)報告に基づく措置について

令和6年度定例監査結果(第2回)報告に基づき別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

## 監査の結果に関する報告に基づく措置

区分	監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善・検討事項)	措置の内容
個別事項	みとよ市民病院	郵便切手については、換金性が高く、現金に準じた適切な管理が求められるところである。みとよ市民病院では、郵便切手を購入・保管しており、受払簿で管理されていたが、受払簿への記載漏れが見受けられた。適切な事務処理及び運用をすること。	4月から切手の受払簿については、担当による毎日の使用数確認と課長による翌月初めに切手在庫確認票にて使用・在庫数チェックを行うよう改めました。 今後も切手の取扱いについては公金同様との認識を持って適正に行うよう周知徹底を図ります。